

---

---

# 横浜市立宮谷小学校PTA規約

---

---

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、横浜市立宮谷小学校PTAという。

第2条 この会は、事務所を横浜市立宮谷小学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) よい保護者・よい教職員になるように努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を補導する。
- (3) 児童・青少年の生活環境をよくする。
- (4) 公教育費を充実するように働きかける。
- (5) 「みやがや応援隊」と連携協力する。

## 第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わないし、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、そのほか管理には干渉しない。

## 第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 宮谷小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 宮谷小学校の校長および教職員（以下教員という）。

第7条 この会の会員（保護者および教員）は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、1家庭月額400円とする。

第8条 会員は全て平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、西区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会、および日本全国PTA協議会の会員となる。

## 第5章 経 理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第11条 この会の経理は、総会において議決した予算にもとづいて行う。

第12条 この会の決算は、会計監査委員の監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

第14条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 (保護者2名)  
書 記 3名 (保護者2名・教員1名) 会 計 2名 (保護者1名・教員1名)  
役員は、他の役員、会計監査委員、および選挙管理委員を兼ねることはできない。  
また、必要に応じて副会長については3名(保護者3名)、書記については4名(保護者3名・教員1名)置くことができる。

第15条 役員は、3月総会において、出席した会員の過半数決で選出する。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、重任をさまたげない。

第17条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会を招集する。
- (2) 常任委員会の決議により、委員長、副委員長を委嘱する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 会長は、指名委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会を除くすべての集会に出席して、意見を述べるができる。

第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第19条 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第20条 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 5月総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

## 第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するため、3名の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、保護者会員の中から互選により2名、教員の中から互選により1名をそれぞれ選出し、5月総会の承認をうける。

第23条 会計監査委員は、必要に応じ、随時、会計監査を行う。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第8章 選挙管理委員会

第25条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

第26条 選挙管理委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第27条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第9章 役員候補者指名委員会

第28条 役員の候補者を指名するときには役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を置く。

第29条 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第30条 指名委員会の委員は、その任務が終了したときに解任される。

## 第10章 総会

第31条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第32条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

(1) 定期総会は、5月および3月に開催する。但し3月においては総会書面決議とする。

3月総会は実行委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときは通常開催とする。

(2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第33条 総会は、会員の現在数の5分の1以上の出席、または委任状がなければ、その会議を開き、議決することができない。

第34条 総会の議事は、特別の場合を除き、出席者の過半数で決する。

## 第11章 実行委員会

第35条 実行委員会は、役員、常任委員会の委員長・副委員長、校長、教員（学校代表）および臨時委員会のある場合には、その委員長・副委員長で構成し、この規約に定めるもののほか、役員、会計監査委員、指名委員会、選挙管理委員会、常任委員会および臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。

第36条 実行委員会は、毎月定例に、または会長が必要と認めたとき、あるいは構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

ただし、実行委員会は、地区との連絡調整があるときは、地区の代表者を含めて拡大実行委員会を開催する。

第37条 実行委員会は、委員の現在数の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

第38条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

## 第12章 常任委員会および臨時委員会

第39条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するため、常任委員を置く。常任委員会に必要なことがらは、別に細則で定める。

第40条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。臨時委員会については、別に細則で定める。

## 第13章 細 則

第41条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。  
実行委員会は、細則を制定し、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第14章 改 正

第42条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。

## 第15章 付 則

第43条 この規約は、令和2年3月25日から施行する。

昭和45年2月17日制定  
昭和47年3月9日一部改正  
昭和49年3月7日一部改正  
昭和53年3月7日一部改正  
昭和59年3月8日一部改正  
平成3年3月5日一部改正  
平成5年5月20日一部改正  
平成8年3月7日一部改正  
平成13年3月2日一部改正  
平成17年3月4日一部改正  
平成21年3月6日一部改正  
平成21年5月19日一部改正  
平成22年3月5日一部改正  
平成30年5月22日一部改正  
令和2年3月25日一部改正